



おにぎり通信

2011年9月24日(土曜) 四ツ谷おにぎり仲間

こんにちは！私たちは毎週土曜日に、四ツ谷周辺と銀座・日比谷公園、東京駅周辺で生活されている方々を訪問しているボランティアグループです。

昨日、9月23日は1871(明治4)年に「断髪令」が出された日です。旧暦の8月9日のことです。正式には「散髪脱刀令」といい、髪型を自由にしてよく、士族は刀を差さなくても構わないという趣旨だったようです。江戸時代の末期から伝統的なまげを結わないう風潮が少しずつ広まっていたのですが、欧化政策を進める明治政府が西洋風の髪型を奨励したようです。暑い日には今の髪型の方が涼しく過ごせるように思いますが、いかがでしょうか？

☆9月12日 福祉行動報告

Aさん(60代・女性)

生活保護を申請されました。福祉事務所の紹介で施設に入居することが決まりました。

次回の福祉行動:9月26日(月)

朝8時30分までに東京駅丸の内北口に集合です。

東京駅丸の内北口と書いてある看板の下、丸の内警察署東京駅交番近く『びゅうプラザ前』の付近にいてください。

病気やケガの治療を希望される方や、体を休めたい方と一緒に福祉事務所まで、ボランティアが同行いたします。福祉行動は原則として毎週月曜日に行います。

福祉行動は参加されるそれぞれの方が、ご自身の希望をご自身の言葉でハッキリと福祉事務所に伝えることにより成り立ちます。

最寄の福祉事務所

中央区福祉事務所…中央区築地 1-1-1 中央区役所4階

千代田区福祉事務所…千代田区九段南 1-2-1 3階

＜更新料が高額すぎると…＞

賃貸住宅には契約期間があります。賃貸契約を契約期間の終了後も継続する場合、更新料の支払いを求められることが多いようです。この更新料をめぐる重要な判決が7月15日に最高裁判所でありました。

借り手は契約時に礼金を支払い、更新時に更新料を支払うというルールですが、更新料が極端に高いと借り手は短期間でひっこしをしなければなりません。このため、最高裁は更新料がどうあるべきと判断するのか注目されていました。

原告の借り手は、更新時に更新料を支払うという契約条項は賃料とは別に借り手の義務を重くするものであり、消費者契約法に基づき無効と主張していました。

一審・京都地方裁判所は借り手の主張を認めませんでした。控訴審・大阪高等裁判所は借り手の主張を認め、貸し手に更新料を返還するよう命じました。

大阪高裁は、更新料は消費者契約法がいう消費者の利益を一方的に害するものにあたりと判断し、金銭的負担にみあう合理的な根拠がないと認めました。

一方、最高裁は、借り手は更新料を支払うことで円満に使用を継続できるなどとして、借り手の主張を認めない逆転判決を下しました。

最高裁の判断は、更新料が高額過ぎない限り、更新料の支払いには合理性があり、消費者の利益を一方的に害するものにはあたらないというものです。

この裁判の舞台になった賃貸住宅の契約期間は1年間。賃料は月額4万5000円、更新料は10万円でした。借り手は5回、契約を更新し、50万円の更新料を支払っていました。

最高裁は、更新料が高額過ぎれば無効と認めたのですが、この裁判で認められた更新料は賃料の2カ月分強。一般の感覚からすると十分に高い金額でした。賃料の2カ月分強は高いか安い、今後、議論を呼びそうです。



おにぎりを包んでいるラップや読み終わった通信は放置せずに、ゴミ箱に入れるなどして片付けにご協力をお願いいたします。おにぎりはかならずその日のうちにお早めにお召し上がり下さい。

よつや なかま れんらくさき いわた
四ツ谷おにぎり仲間 連絡先:090-4959-0652(岩田)